

物品の製造の請負又は物品の買入れに係る競争入札に参加しようとする者の競争入札参加資格基準及び物品購入等競争入札参加資格審査申請書の提出期間（平成10年岩手県告示第1114号）の一部を次のように改正し、平成20年1月5日から施行する。

平成19年11月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
<p>1 競争入札参加資格基準</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 規程第9条第1項の規定に基づき資格の取消処分を受けた者にあつては、その期間を経過するまでは、規程第2条第1項に規定する資格審査（以下「資格審査」という。）を受けることができない。</p> <p>2 物品購入等競争入札参加資格審査申請書の提出期間等</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 提出書類</p> <p>ア 物品購入等競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）</p> <p>イ 物品購入等競争入札参加資格審査調書（様式第2号）</p> <p>ウ 債権債務者登録票（様式第3号）</p> <p>エ・オ [略]</p> <p>カ 納税証明書</p> <p>(ア) 県内に事務所又は事業所を有する者</p> <p>a 申請書を提出する日の属する年の直前1年間に岩手県に納付した<u>事業税</u>の納税証明書</p> <p>b 申請書を提出する日の属する年の直前1年間に納付した<u>消費税及び地方消費税</u>の納税証明書</p> <p>(イ) [略]</p> <p>キ <u>生産に要する減価償却資産内訳書（様式第4号。物品の製造の請負についての資格審査を受けようとする者に限る。）</u></p> <p>ク 法人にあつては申請日の属する年の前年及び前々年の決算期に作成した各営業年度の財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類をいう。以下同じ。）、個人にあつては申請日の属する年の前年及び前々年の所得に係る確定申告書の写し</p> <p>ケ <u>ISO認証</u>を取得している者にあつては、当該取得に係る証明書の写し</p>	<p>1 競争入札参加資格基準</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 規程第8条第1項の規定に基づき資格の取消処分を受けた者にあつては、その期間を経過するまでは、規程第2条第1項に規定する資格審査（以下「資格審査」という。）を受けることができない。</p> <p>2 物品購入等競争入札参加資格審査申請書の提出期間等</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 提出書類</p> <p>ア <u>別に定める様式による</u>物品購入等競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）</p> <p>イ <u>別に定める様式による</u>物品購入等競争入札参加資格審査調書</p> <p>ウ <u>別に定める様式による</u>債権債務者登録票</p> <p>エ・オ [略]</p> <p>カ 納税証明書</p> <p>(ア) 県内に事務所又は事業所を有する者</p> <p>a 申請書を提出する日の属する年の直前1年間に岩手県に納付した<u>岩手県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）第3条に掲げる税目</u>の納税証明書</p> <p>b 申請書を提出する日の属する年の直前1年間に納付した<u>消費税</u>の納税証明書</p> <p>(イ) [略]</p> <p>キ <u>別に定める様式による印刷設備保有状況等調書（印刷物類に係る資格審査を受けようとする者に限る。）</u></p> <p>ク 法人にあつては申請日の属する年の前年の決算期に作成した各営業年度の財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類をいう。以下同じ。）、個人にあつては申請日の属する年の前年の所得に係る確定申告書の写し</p> <p>ケ <u>ISO14001認証</u>を取得している者にあつては、当該取得に係る証明書の写し</p> <p>コ <u>別に定めるところによるいわて地球環境にやさしい事業所認定</u>を取得している者にあつては、当該認定書の写し</p>

<p>コ [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 提出場所及び方法 別表の左欄に掲げる事務所又は事業所の所在地の区分に応じ、同表の右欄に掲げる提出場所に提出すること。ただし、県内に事務所又は事業所を有しない者にあつては、岩手県出納局総務課、広域振興局総務部又は地方振興局企画総務部に提出すること。</p> <p>(5) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 提出書類記載事項の変更届 申請書提出後次の各号のいずれかに該当する場合は、その都度物品購入等競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届(様式第5号)を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>	<p>シ</p> <p><u>別に定めるところによるいわて子育てにやさしい企業認証を取得している者にあつては、当該認証書の写し</u></p> <p>シ [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 提出場所及び方法 別表の左欄に掲げる事務所又は事業所の所在地の区分に応じ、同表の右欄に掲げる提出場所に提出すること。ただし、県内に事務所又は事業所を有しない者にあつては、岩手県出納局、広域振興局総務部又は地方振興局企画総務部に提出すること。</p> <p>(5) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 提出書類記載事項の変更届 申請書提出後次の各号のいずれかに該当する場合は、その都度別に定める様式による物品購入等競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

様式第1号から様式第5号までを削る。